

令和5年第9回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日	時	令和5年9月26日
		13時30分～14時15分
会	場	海老名市役所 6階議員全員協議会室

令和5年第9回海老名市農業委員会定例総会

令和5年9月26日「令和5年第9回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。

招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治	2番 宮基 功	3番 澤地 正典	4番 井上 勝
5番 鈴木 守	6番 岩壁 正和	7番 三廻部 茂	8番 波多野 寛
9番 市川 和美	10番 小松 佐一	11番 鈴木 徹	12番 橋本 保
13番 青木 莊一	14番 牛村 律子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 本多 洋	16番 大貫 信夫	17番 重田 政一	18番 西海 正義
19番 西山 勝敏	20番 鴨志田ひろし		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 秦 芳生、主幹兼管理係長 尾山 剛、主任主事 榎田 晃、
主 事 高野 栞

会議事項は次のとおりである。

日程第1	議案第49号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第50号	引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第3	議案第51号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
日程第4	議案第52号	農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地造成工事施工届出書について
- (2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (3) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間：午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は、14名です。また、農地利用最適化推進委員、6名が出席をしております。定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、海老名市農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしですので、12番委員と13番委員を指名いたします。

それでは、議案書3ページから6ページ、4. 報告事項（1）活動状況について、（2）農地の異動状況、（3）県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の移動状況、県許可の状況を報告した。）

【議長】 報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようでしたら、報告事項ですので、この程度にさせていただきます。

本日は、傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、許可したいと思いますのですが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしということですので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させていただきます。

暫時休憩といたします。

（休憩）

【議長】 それでは、再開いたします。

議案書7ページ、5. 付議事項の日程第1、議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号25ですが、3番委員が譲受人として農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、審議終了まで退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

(休 憩)

【議 長】 それでは、再開いたします。

受付番号25について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、受付番号25でございます。申請地は、中河内■■■■
■■■■、登記簿地目、田、現況地目、畑、面積、■■■平米、議案書の
とおりでございます。譲受人は、中河内■■■■■■■■、■■■■、譲渡人は
、中河内■■■■■■■■、■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、
経営規模拡大でございます。現地の案内図及び写真につきましては資料1－
1でございます。

以上です。

【議 長】 提案説明が終わりました。

地区委員の意見をお伺いいたします。17番委員。

【17番委員】 受付番号25ですけれども、■■■■さんが病気で農業がここのところ
できないということで、■■さんが隣の家ですて、資料1－2を見ますと、
■■■■■■■■、その下に■■■■■■■■、これは横須賀水道が入っている関係
で、横須賀水道に売却されています。そして、■■■■が■■■■さんの家
で、■■■■が■■■さんの家です。目の前が畑なので、うちでやりますとい
うことで、規模拡大ということで、話を聞いております。ちなみに■■■■
■■■は私の畑です。別に何の障害もないと思います。

以上です。

【議 長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。16番委員。

【16番委員】 昨日、私と■■さんと■■さん、■■さん、■■■さんと事務局2名で
、現地の調査に行ってきました。この土地は、今の説明にあったように、面
積としては広くはないのですが、農地としてよく管理されております
。特に問題ないと思います。

【議 長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、詳細説明でございます。

■■■さんの農家世帯としての状況についてでございますが、■■■■さん
、■■■さん、■■さん、■■■さんの4人が農業従事者だそうです。経営主につ
きましては、令和5年の農家台帳において■■■■さんになっております。

農業への従事状況についてでございます。農業経験年数は、■■さんが44年、妻の■■さんが38年、■さんが16年、■■さんが4年だそうです。農業従事日数は、4名とも300日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積でございますが、自作地の田が■■■■■■■■■■平米、畑が■■■■■■■■平米、合計■■■■■■■■■■平米、借入地につきましては、田が■■■■■■■■■■平米、畑が■■■■■■■■平米、合計■■■■■■■■■■平米でございます。次に、機械についてでございます。主要農機具として、耕運機1台、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、トラック2台を所有しております。取決めに従い、支障が出ないよう耕作する旨が申請書に記載されており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題なしと思われます。そのほか、許可することができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しましては特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号25について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、採決をさせていただきます。

受付番号25について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可するものといたします。

暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

続きまして、受付番号26についてですが、お諮りをいたします。

受付番号26と27は、譲渡人と譲受人が同じであることから、説明、質疑、意見まで一括して行い、採決は個別に行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

該当地農地が所在する地区の委員として何か意見等ございましたらお願いいたします。12番委員。

【12番委員】 この譲渡人の■■■■さんほか2名の方でございますけれども、■■さんにおかれましては、長年、酪農経営を専業農家で大きくやってまいりました。しかし、高齢となったため、酪農をおやめになりまして、畑はつくって、対象地はつくっておりません。また、後継者の娘さんもいられますが、結婚して九州のほうに住んでいて、なかなかこっちのほうには来られない、畑の維持管理については大変な思いをしているとおっしゃっておられました。また、売却についても考えていまして、先祖代々受け継いだこの農地を丁寧に耕作している人を探しておられました。ちょうど運よく、中野の■■さんとの売買契約が整ったようでございます。耕作地を、農地を荒らさず、こうした農家が引き継いで耕作してくれることが大変うれしいと、そういうふうなことをおっしゃっていました。別に問題はないと思います。

以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明を一括でお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 詳細説明でございます。

■■さんの農家世帯としての状況についてでございますが、■■■さん、■■■さん、■■■さん、■■■さんの4人が農業従事者だそうです。経営主につきましては、令和5年の農家台帳において■さんになっております。農業への従事状況についてでございます。農業経験年数は、■さん、■■さんが75年、■さんが40年、■■■さんが10年だそうです。農業従事日数は、■さん、■■さんが50日、■さん、■■■さんが300日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積でございますが、自作地の田が■■■
■■■■■平米、畑が■■■■■平米、合計■■■■■平米でございます。機械についてでございます。主要農機具として、耕運機4台、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、防除機6台、トラック5台を所有しております。取決めに従い、支障が出ないように耕作する旨が申請書に記載されており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題なしと思われれます。そのほか、許可することができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この

件に関しましても特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。16番委員。

【16番委員】 昨日、この2枚の土地、受付番号26と27を見てまいりました。真っ平らな土地で、一部は、差替えの写真で、耕作しているところもあるんですけども、農地の管理の状況としては非常によくできていると思います。譲渡に関して特に問題ないと思います。

【議長】 それでは、受付番号26と27について、質疑のある方、一括でお願いをいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、採決に入りたいと思います。

まず、受付番号26について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可するものといたします。

続けて、受付番号27について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可するものといたします。

次に、議案書8ページ、日程第2、議案第50号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号26について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 この証明は、農地の相続税納税猶予制度を受ける方が、3年ごとに引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要なものでございます。過去3年間において相続税の納税猶予を受けている農地を農地として管理してきたかということをお農業委員会が証明するものでございます。

それでは、受付番号26について説明をさせていただきます。被相続人は

、国分南■■■■■■■■■■、■■■、相続人は、国分南■■■■■■■■■■
■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和2年7月29日から
令和5年9月26日までです。特例農地等の明細でございますが、国分南
■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、生産緑地、面積、■■■
平米、ほか6筆、議案書のとおりでございます。事務局で9月12日に現地
調査を行ったところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問
題ないと思われます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号26について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号26について、採決を
させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手）

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

次に、議案書9ページ、日程第3、議案第51号 生産緑地に係る農業の
主たる従事者についての証明についてを議題いたします。

受付番号2について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、受付番号2でございます。

生産緑地制度には、農地の所有者の権利救済の観点から、次の3つの場合
に市町村に対して時価で生産緑地を買い取るように申し出ることができる仕
組みがございます。1つ目は、生産緑地に指定されてから30年が経過した
場合、2つ目が、農林漁業の主たる従事者が死亡した場合、3つ目が、農林
漁業の主たる従事者が農林漁業に従事することを不可能とさせる故障を有す
ることとなった場合です。2つ目と3つ目の場合に買取り申出をするときは、
農林漁業の主たる従事者の証明を農業委員会から受ける必要があります。
農林漁業の主たる従事者とは、専業従事者、兼業従事者にかかわらず、農

東側の自宅のほうからというんですかね、そちらのほうから入ってくるような形になるかと思います。

以上です。

【19番委員】 そうすると、買取りというのは難しいですね。道がないということは、その土地は使えないということなので。他人が買っても使えない土地になっちゃいますよね。市が買取りになると、道がないから、買い取れないですよ。結構です。分かりました。

【事務局長】 買い取るか買い取らないかは海老名市の判断になると思いますので。参考までにあそこはずっと、地元の委員さんは知っているように、堤防みたいになっているんですね。参考までに。

【19番委員】 ありがとうございます。

【議長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ほかに意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号2について、採決をさせていただきます。賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書10ページ、日程第4、議案第52号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

受付番号26について、事務局から説明をお願いします。

【主事】 こちら、改正前の農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて、当事者より申出がありましたので、農用地利用集積計画(案)を上程いたします。この審議を経て、海老名市に対し計画(案)を送付しまして、農用地利用集積計画を定めるよう要請します。海老名市は、それに基づき、農用地利用集積計画を作成し、この公告があったときに権利の設定の効果が生じます。海老名市では、この貸し借りの期間につきまして、便宜上、全ての終期を12月末としております。

それでは、提案説明をいたします。

受付番号26、借り手は、中新田■■■■■■■■■■、■■■■、貸し手は、伊勢原市■■■■■■■■■■、■■■■、貸し借りする農地は、中新田■■■■■■■■■■、現況地目、田、地積、■■■平米でございます。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和5年11月1日から令和7年12月31日までの3年間でございます。こちらは農業振興地域内、1件の新規の計画となります。こちらの案件につきまして、9月12日に事務局で現地確認を行ったところ、現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は市内農業者であり、農用地利用集積計画の法定要件が定められている改正前の農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま

す。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号26について、質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号26について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号27について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 受付番号27でございます。借り手は、中新田■■■■■■■■■■、■■■■、貸し手は、中新田■■■■■■■■■■、■■■■、貸し借りする農地は、中新田■■■■■■■■■■、現況地目、田、地積、■■■平米、ほか1筆でございます。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和5年11月1日から令和7年12月31日までの3年間でございます。こちらは農業振興地域内、1件の新規の計画となります。この案件につきまして、9月12日に事務局で現地調査を行ったところ、現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は市内農業者で

おります。北側の水路から50センチセットバックし、盛土した土と合わせて表土とするそうです。道路からの高さは50センチ以下とし、30度の法面にて処理されることから、問題ないと思われます。

また、こちらの申請地につきましては、資料5-1の案内図に記載してありますとおり、北側には東名自動車走っており、さらに北東側には美化センターがある位置となっております。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、地区委員の意見をお伺いたします。2番委員。

【2番委員】 当該地は、写真を見ていただくと、北側の道路から南側に向かって撮った写真ですけれども、両側が既存の畑でございまして、その間に細長くこうした形で、大体平均6メートル程度の幅の田ですね、今まで田んぼをつくっておられましたけれども、田であったわけです。これを埋め立てて、たまたま写真左側の畑の所有者が今回の申請者ですけれども、そういった形で、一体的に利用を図りたいということで、この田を畑に盛土するというふうな申請の内容でございました。一応長さは非常に奥のほうまで長いのですけれども、幅は狭いので、そういった形のところを畑に転用して有効利用したいというふうな申出がございました。

以上でございます。

【議長】 それでは、受付番号6について、質疑のある方。

【19番委員】 この田んぼなんですが、上部のほうの道路のほうから多分、水を取っているんですよ。取った水は当然下流側に流すんですが、■■■■■という敷地があるんですけれども、これは田んぼなんですか。それと、この水はどこへ流れていくのか。最終的にどちらに。影響はないのかというところなんですけれども。

【宮基委員】 特にこの南のほうは宅地になっておりまして、ですから、そのくらい先の影響はないですね。水の利用はないということを含めて。

【19番委員】 この水はどこへ流れるんですか。最終的にはどちらへ行ったんでしょうか。

【2番委員】 実際に今までは、宅地の背後ですね、南側の道路のところに排水路がござ

いまして、そちらのほうに流していたという状況です。

【19番委員】 ■■■■■の人は別な人なんですね。地権者は。

【2番委員】 地権者は兄弟なんですね。

【19番委員】 そこは了承の上で水を流していたということですか。

【2番委員】 そうですね。

【19番委員】 分かりました。ありがとうございます。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、農地造成工事については了承としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書12ページから13ページ、(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを案件といたします。

受付番号10について、事務局から説明をお願いいたします。

【主任主事】 こちらは、相続など農地法の許可を要しない農地の権利取得につきまして、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届け出なければならないこととなっております。また、農業委員会としましては、耕作者のあっせん等の希望があった場合のみ、現地調査をいたしますが、今回はあっせん等の希望はなしで届出がありました。

では、受付番号10、権利を取得した者は、上今泉■■■■■■■■■■、■■■■■■、権利を取得した日は、令和■年■月■日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利は、所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしとなっております。届出に係わる土地の所在ですが、上今泉■■■■■■■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、■■■■■平米、ほか17筆、合計■■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号10について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、届出については了承としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書14ページ、（3）農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

14ページの農地法第5条の1件について、事務局から説明をお願いいたします。

【主任主事】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されておりますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっております。それを定めているのが農地法第4条第1項第7号と農地法第5条第1項第6号でございます。

今回は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出はございませんでした。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和5年8月1日から8月31日までの間に届出がなされたものです。受付番号30の1件で、田が0平米、畑、1,128平米でございます。こちらにつきましては、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、質疑をお受けいたします。ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

【議長】 それでは、事務局からは何かございますでしょうか。

【事務局長】 ないです。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。

2番委員から閉会のご挨拶をよろしくお願いいたします。

【2番委員】 皆さん、ご苦労さまでございました。

以上をもちまして、令和5年第9回定例総会を閉会とさせていただきます。
。慎重なご審議、ありがとうございました。